５　教員を取り巻く環境整備に関する方策の推進について

【ポイント】
- ○　学校における働き方改革の更なる加速化のため、あらゆる施策と十分な財政措置を講じ、教育環境の充実を図ること。
- ○　令和 12 年度までの教職調整額 10%への確実かつ計画的な引き上げを実現すること。
- ○　新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施するとともに、複雑化・多様化する教育課題に対応するため、教職員定数の一層の充実を図ること。特に、中学校 35 人学級については、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。
- ○　児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。
- ○　学校教育を担う人材を確保するため、学部段階の貸与奨学金の返還支援制度の創設や、より多くの学生が免許を取得できるような教職課程・免許制度改革に取り組むこと。
- ○　部活動の地域展開等の推進のため、指導者の人材確保や質の担保、総括コーディネーターの配置、部活動指導員の継続的な配置、経済的に困窮する世帯に対する支援の更なる充実など部活動の地域展開等の全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。

学校教育の質の向上に向けて、教職が魅力ある仕事として教職志望者に再認識されるとともに、教員が自信と誇りを持って「令和の日本型学校教育」を担うことができる環境を整備するため、中央教育審議会における議論も踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、学習指導要領の見直し、教員の育成支援を一体的・総合的に推進する必要がある。

また、全国的な少子化が進む中で生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を継続的に確保・充実し、また、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進に向けて、予算措置を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備充実を図ることが重要である。

こうした理由から以下の事項について提言する。

１　学校における働き方改革の更なる加速化

学校における働き方改革については、これまでの取組の成果は着実に出つつあるが、依然として長時間勤務の教職員も多い。また、給特法の改正により、国は、令和 11 年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、１か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、引き続き取組を加速させていく必要がある。

各教育委員会においては、策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実施状況を毎年度、公表することが義務付けられている。計画の着実な実行を可能とするため、教職員定数の改善、副校長・教頭マネジメント支援員、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実、外部人材の積極的な活用、保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築やスクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実、学校以外が担うべき業務等の外部委託の推進、部活動の地域展開等や学

校ＤＸの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現、就職支援を行う教員の負担軽減につながるデジタル技術の導入や高等学校就職支援教員の配置拡充など、国において、あらゆる施策と十分な財政措置を講じ、教育環境の充実を図ること。

２　教員の処遇の改善

学校が対応すべき課題の複雑化・困難化が顕著になっている中、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である教員の職務の重要性を踏まえ、教員の処遇改善を図る必要がある。こうした中で、教職の魅力を更に向上し、教員に優れた人材をより多く確保するため、給特法の改正により教職調整額の水準を令和 12 年度までに 10%に改善することとされているが、これを確実に実施するとともに、必要な財政措置を講じ、他の手当等を削減せず、地方の財政に負担とならないようにすること。

加えて、経験豊富な再任用教員を確保するため、暫定再任用教員（フルタイム）の給与水準が定年引上げ後の 60 歳超の教員と同程度になるよう義務教育費国庫負担金を見直すなど、給与水準の改善を図ること。

３　新しい時代の学びを支える学校の指導・運営体制の充実

全ての児童生徒へのより良い教育の実現に向け、新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施すること。

加えて、学校の指導・運営体制は、教員の勤務環境と密接に関連することから、標準法における「乗ずる数」の見直し、副校長・教頭の複数配置の拡大、並びに養護教諭・栄養教諭の配置充実など、複雑化・多様化する教育課題に対応し、新しい時代の学びを支える指導体制を整備するため、教職員定数の一層の充実を図ること。

特に、中学校 35 人学級については、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。

また、加配定数については、地方の裁量により柔軟に配置できるようにすること。

さらに、国のグランドデザインを踏まえ、改革に取り組んでいる高等学校においても、高等学校教育改革交付金（仮称）等による支援のみならず、地元の企業や大学等の人材の活用や遠隔授業の充実・強化など、地域資源を活用した学びや多様な学習ニーズに対応する場合に必要となる教員の加配定数を新設すること。

４　学習指導要領の見直し

学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われている。

学校現場では学習指導要領に示された資質・能力を育成するため、教員は懸命に授業等を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することができず、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていない恐れがある。

義務教育においては、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けられるように、教員が児童生徒に対応できる時間を十分確保し、児童生徒に対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

５　人材確保強化、教員人材の質向上と教員への入職経路の拡大

教育の機会均等、教育水準の向上を実現していく上で、特に深刻な地域課題に直面している地方も含め、各地域において学校教育を担う人材を確保することはますます重要な課題となっている。

国においては、教員不足が深刻な学校現場の現状を打破するため、多様な教員候補者を確保する新たな対策として、学部段階の貸与奨学金の返還支援制度を創設すること。

また、教員不足解消を目的とした産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大すること。

加えて、入職前後の研修等、新たななり手確保のための取組を自治体が実施する際に必要な財源を国の責任において確保するとともに、教員不足の要因分析・要因への包括的な対応支援や、「トラベルティーチャー」モデルを含めた、県内外における人材バンクの創設・活用などの抜本的な教員不足対策を実施すること。

同時に、大量退職・大量採用を背景とする教員採用選考の倍率低下が続く中、児童生徒の能力を最大化し、主体的な学びを支援する質の高い教員人材を養成・確保していくため、より多くの学生の免許取得に向けた単位数の見直しや、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起させるような教職課程・免許制度改革に取り組むほか、様々な経験を有する社会人の教職への入職支援、「地域枠」を活用した教育委員会との連携・協働による教員養成機能の強化や管理職を含めた現職の研修の充実、教職大学院における学修に必要な財源の確保等、教員人材の質向上と教員への入職経路の拡大を推進すること。

また、教員採用選考試験の共同実施等に伴い、教員採用選考試験が早期化される場合は、教育実習を含めた教職課程の編成・実施時期について、大学に対して、早期化に合わせたカリキュラムの見直しを働きかけるなど必要な措置を講じること。

６　地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革について

これまで学校部活動は体力の向上や豊かな人間性・創造性の育成などの教育的意義や役割を担ってきたが、全国的な少子化が進む中で、その継続が困難になりつつある。

部活動改革については、令和８年度からの６年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしているが、生徒が将来にわたって活動できる環境を確保することが重要であり、また、学校における働き方改革の推進にも資することから、部活動の地域展開等が地域の実情に応じて円滑に進むよう国による支援の一層の充実を図ること。

中でも、指導者の人材確保や質の担保、総括コーディネーターの配置、部活動指導員の継続的な配置、地域クラブ活動を担う運営団体等の持続可能な収支構造の構築等にかかる財源確保に苦慮しており、全国共通の課題となっていることから、地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることのないようにするとともに、団体間で大きな差が生じないよう国において必要な財政措置を行い、部活動の地域展開等の全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。また、経済的困窮世帯の生徒への支援については、参加料と保険料に加え、用具の購入費、移動費等活動に係るその他の費用も対象とするなど支援の充実を図ること。

加えて、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知するとともに、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。